平成２１年（フ）第１２００２号
東京都江戸川区上篠崎３丁目７－２
債務者　江村　武雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２００４号
東京都稲城市平尾１丁目57－５－２－102
債務者　正木　　猛
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２００９号
神奈川県横須賀市野比４丁目17－１－202
債務者　辻　長太郎
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０１５号
東京都港区赤坂７丁目６－55－601
債務者　石井　珠代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０１６号
東京都中野区野方５丁目25－８－502
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０１９号
栃木県宇都宮市細谷町592－15
債務者　塩田　和美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０２０号
千葉県野田市日の出町34－１
債務者　石原　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０２１号
東京都葛飾区東新小岩８丁目21－11
債務者　羽鳥　真里
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０２２号
千葉県四街道市四街道１丁目20－６
債務者　坂井　由香
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０２４号
東京都江戸川区清新町２丁目８－１－1005
債務者　黒田　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０３０号
神奈川県横浜市磯子区岡村６丁目１－19－Ｂ－201
債務者　丹羽　優佳
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０３１号
千葉県市川市高谷１丁目９－１－402
債務者　園田裕美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０３６号
東京都江戸川区中葛西５丁目21－15－203
債務者　門崎　　彩
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０４６号
神奈川県鎌倉市岡本1241－４－Ａ－813
債務者　原　美津子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０４７号
千葉県市原市辰巳台東２丁目15－２　三菱製鋼辰巳寮
債務者　久米川浩之
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０４８号
埼玉県坂戸市日の出町12－５－102
債務者　村瀬亜希子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部